

## 美浜町 LINE 公式アカウント友だち登録キャンペーン実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、美浜町 LINE 公式アカウント（以下「町公式 LINE」という。）の友だち登録者数の増加を図るとともに、町内店舗のみで利用可能なデジタル地域通貨によるポイント付与を行うことにより、地域内での消費を促し、地域経済の循環を促進することを目的とする友だち登録キャンペーン（以下「本事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

### (事業主体)

第2条 本事業は美浜町（以下「町」という。）が行うものとする。

2 本事業の実施にあたり、応募者の取りまとめを町公式 LINE 運用保守業者である株式会社アローリンクが行い、対象者へのポイント付与は、ふくアプリ・ふくいはいびコイン運営事業者である株式会社ふくいのデジタルが行うこととする。

### (事業内容)

第3条 事業の内容は、町公式 LINE の登録者で本事業の応募者全員に対して、福井県のふくアプリ・ふくいはいびコインのポイントを町専用の「美し浜サイフ」へ付与するものとする。

### (対象者)

第4条 本事業の対象者は、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 応募時点において、町公式 LINE の友だち登録をしていること
- (2) 応募時点において、美浜町民であること
- (3) ふくアプリに『美し浜サイフ』を追加すること
- (4) 町ホームページ上に掲載する注意事項に同意できること

### (応募)

第5条 対象者は、町公式 LINE の応募入力フォーム上に掲載する注意事項及び入力した情報を株式会社ふくいのデジタルへ提供することを同意したうえで、本事業に応募することができる。

- 2 応募回数は、対象者1人につき各キャンペーン1回とする。複数回申込みがあった場合は、最初に申し込まれた内容にて申し込んだものとみなす。
- 3 対象者が未成年の者は、保護者の同意を得た上で応募するものとする。町は、未成年の者の応募を確認した場合は、保護者の同意を得ているものとみなす。

(対象者の決定)

第6条 町は、定期的に応募内容を確認し、応募要件の全てに適合することについて確認が取れた者をポイント付与対象者として決定する。

2 町は、対象者要件に適合することを確認するため、必要に応じて、対象者に直接連絡をとることができるものとする。

3 ポイント付与対象者への決定通知は行わないものとし、応募要件に不適合の場合のみ通知するものとする。

(ポイント付与方法)

第7条 町は、ポイント付与対象者に対して、株式会社ふくいのデジタルを通じて、ポイントを付与するものとする。

2 株式会社ふくいのデジタルは、ポイントの付与が行われたことをふくアプリのプッシュ通知によりポイント付与対象者へ配信する。

(不当利益の返還)

第8条 町は、第4条第1項各号に定める対象者の要件や、その他の本事業に係る事項に関して不正行為があったことを把握した場合は、ポイント付与の取り消し、返還を求めるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第9条 町は、応募入力フォームにより取得した個人情報等は本事業以外で用しないこととする。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から適用する。